

令和5年12月

興行場法の手引



港区みなと保健所

目 次

1	法の目的	1
2	根拠法令	1
3	許可の必要な範囲	1
	（1）興行場の定義	1
	（2）興行場の範囲	1
	（3）仮設興行場	1
4	興行場の許可	2
	（1）許可手続きのフローチャート	2
	（2）許可手続き	2
5	営業許可申請	3
6	営業の承継及び各種届出	4
	（1）変更届	4
	（2）停止届及び廃止届	4
	（3）営業の承継	4
7	構造設備の基準	5
	（1）設置禁止場所	5
	（2）機械換気設備	5
	（3）照明設備・補助灯火	5
	（4）便所	6
	（5）防湿	7
	（6）喫煙所	7
	（7）その他	7
	（別紙1）機械換気設備計算関係式	8
8	衛生管理の基準	9
	（1）管理者	9
	（2）換気・照明等	9
	（3）清潔消毒	10
	（4）講ずべき措置	10
	（5）その他	10
※	関係法令	
	① 興行場法	11
	② 港区興行場法施行条例（抜粋）	13
	③ 港区興行場法施行条例施行規則（抜粋）	17

1. 法の目的

多数人の集合出入する場所の衛生上の維持管理は、公衆衛生上極めて重要なことであるため、これら施設について換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じ、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2. 根拠法令

興行場法（以下「法」という）

興行場法施行規則（以下「規則」という）

港区興行場法施行条例（以下「条例」という）

港区興行場法施行条例施行規則

3. 許可の必要な範囲

（1）興行場の定義

- ① 興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ又は聞かせる施設で、反復継続の意志を持ち、かつその行為が社会性を有して行われればすべて適用される。従って、特定の人に映画等を見せる施設や会員制度のものなど特定人を相手とするもの、あるいはまた、無料奉仕的なものであっても法の適用を受ける。
- ② 上記①の反復継続とは、月5日間以上とし、月4日間以内であれば法の適用を受けなくても差し支えない。

（2）興行場の範囲

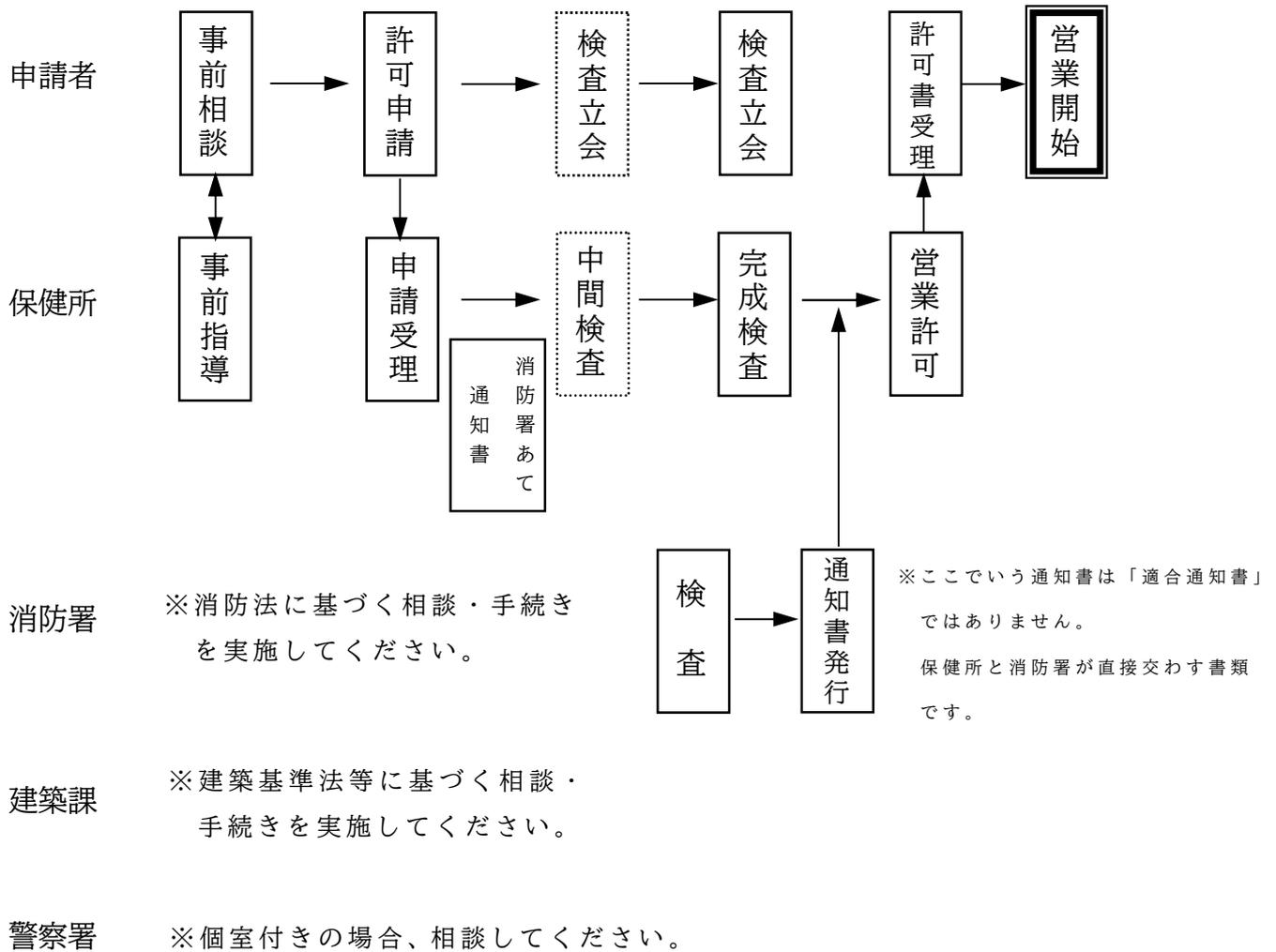
- ① 法第1条の興行場の範囲は、映画館、劇場、音楽堂、野球場その他の運動競技場、演芸場及び観せ物場であり、各種展覧会、博覧会、公営の動物園・植物園及び博物館等は、教育的配慮のもとに公衆の利用に供することを主たる目的とするものであるから、これらの施設については法の適用を除外する。
- ② キャバレー、温泉旅館等の施設内で行われるショー、演芸等は本来の業務に付随するサービス程度のものであれば法の適用は除外される。ただし、それぞれの営業実態に合わせて判断する場合がある。

（3）仮設興行場

仮設興行場とは、臨時（既存建物の一部、又は全部を用いて短期間興行場を経営すること）又は仮設構造（天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間興行場を経営すること）による興行場で、一定期間（原則的には1ヶ月以内）に限り経営されるものをいう。そのため、条例に規定する施設基準に適合しない部分があっても、衛生上支障がないと認められる場合に限り、条例第15条の基準の特例によって許可できる。

4. 興行場の許可

(1) 許可手続きのフローチャート



(2) 許可手続き

- ① 施設の設計段階で、興行場関係法令で定める構造設備基準に適合しているか、保健所に相談してください。(施設平面図等を持参する)
- ② 営業許可申請書を、保健所長に正副2部提出してください。
- ③ 竣工後の施設の完成検査等に立ち会ってください。
- ④ 保健所長の許可を得て営業が開始できます。(営業許可書受領)

※関連部署

営業許可申請書の提出と同時期に、建築確認申請書、用途変更確認申請書等を建築主事に提出してください。また、所轄消防署で消防法関係の指導も受けてください。

5. 営業許可申請

<提出書類> 下記書類一式を**正副2部**提出してください。

- ① 営業許可申請書
- ② 申請者が法人の場合、**登記事項証明書**（発行から6ヶ月以内のもの）
- ③ 興行場を中心した**見取図**
（半径300メートル以内、縮尺2500分の1以上のもの）
- ④ **建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図**（縮尺100分の1以上のもの）
- ⑤ **換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要**
- ⑥ **給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要**

<許可申請手数料>

- ① 常設興行場：17,500円
- ② 仮設興行場：11,100円

（注）一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、
条例第4条第3項の規定により、お返しすることができません。

※次の場合も、新たに許可を受ける必要があります。

- ① 経営主体が変わる場合
（相続、合併、譲渡等により地位を承継する場合を除く）
例：個人⇔法人、A⇔B
- ② 増改築等で構造設備が、初めの許可内容と同一性を失う場合
例：50%以上の内部改造、100%以上の増改築

6. 営業の承継及び各種届出

(1) 変更届

次のような場合には、遅滞なく変更届を提出してください。

- ① 営業者の住所変更、改姓
- ② 営業者が法人の場合で、法人の名称、事務所の所在地や代表者が変わったとき。(登記事項証明書を添付)
- ③ 施設名称の変更
- ④ 構造設備の変更 (変更部分に関する仕様書及び図面を添付)
注)規模の大きな構造設備の変更は、許可の取り直しになります。
事前に保健所に相談してください。
- ⑤ 管理者の変更

(2) 停止届及び廃止届

- ① 営業を一時停止したときは、速やかに停止届を提出してください。
- ② また、営業を廃止したときは、速やかに廃止届を提出してください。

(3) 営業の承継 (※いずれの場合も、詳細については保健所にお尋ねください。)

次の場合は、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。

1) 譲渡による承継

許可を受けていた営業者から事業譲渡を受けた場合、その譲受人(譲渡された者)は当該営業者の地位を承継します。

(営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付)

(譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付)

2) 相続による承継

許可を受けていた営業者が死亡した場合、その相続人は当該営業者の地位を承継します。

(戸籍謄本又は法定相続情報一覧図及び相続人の同意書を添付)

3) 法人の合併による承継

許可を受けていた法人が吸収合併又は新設合併で消滅する場合、合併後に存続する法人もしくは設立された法人は、当該営業者の地位を承継します。

(登記事項証明書を添付)

4) 法人の分割による承継

許可を受けていた法人が分割する場合(当該興行場を承継させるものに限る)、分割後に存続する法人は、当該営業者の地位を承継します。

(登記事項証明書を添付)

7. 構造設備の基準

●…条例・規則、○…指針等

項 目	基 準
設置禁止場 所 (5条)	<ul style="list-style-type: none"> ●排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地。 (盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。) ○その他これに類するもので埋め立てられた土地等とは、例えば六価クロム、カドミウム等環境汚染物質を含む土砂で埋め立てられた土地等を指す。
機械換気設 備 (6条)	<ul style="list-style-type: none"> ●観覧場には、機械換気設備を設けなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 観覧場 4 0 0 m²を超える施設又は地下 → 第1種換気設備(機械給・排気) ② 観覧場 1 5 0 ~ 4 0 0 m²以下 → 第1種、第2種(機械給気・自然排気) ③ 観覧場 1 5 0 m²以下 → 第1種、第2種、第3種(自然給気・機械排気) ●観覧場の床面積 1 m²ごとに、毎時 7 5 m³以上の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。 (ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時 2 5 m³以上とすることができる) ○ただし書き以降の規定を採用する場合、別紙 1 の関係式から求められた外気導入量を確保できる能力以上のものとする。 ●外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設ける。 ○フィルター、活性炭等良好な空気清浄装置などにより当該規定の目的を達成できるものであれば実態的に判断する。
照明設備 補助灯火 (7条)	<ul style="list-style-type: none"> ●設置すべき照明設備基準 <ul style="list-style-type: none"> ① 観覧場：2 0 0 ルクス以上 ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障のないものについては、この限りでない。 ② 観覧場以外の入場者の利用する場所：2 0 ルクス以上 ③ 映写又は演技中の観覧場：0. 2 ルクス以上 ④ 観覧場、廊下、階段及び出入口には他の電源による補助照明設備を設ける。 ○上記①、②は床面から 0. 8 m の高さにおける照度とし、③においては床面における照度とする。 ○上記①の規定は、市民ホール、公会堂等多目的使用施設の興行場に対して適用し、映画、演劇等の施設にはただし書きの規定を適用する。ただしこの場合でも、2 0 ルクス以上の照度は確保しなければならない。

便 所
(9条)

- 設置場所は場内とする。
(ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し又は複数の興行場を同一階に設置する場合にあって、当該興行場に近接する便所を共用することができるときは、この限りでない。)
- 各階に、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。
(ただし、直上階、直下階に便所を設ける場合で、保健所長が、公衆衛生上支障がないと認める場合は、各階に設けなくてもよい)
○公衆衛生上支障がないと認める場合とは、次の場合とする。
 - ① 観覧場が複数階に渡っていて階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が観覧場以外にない構造の施設等であって、施設の構造上、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用させることが困難な場合
 - ② 観覧場が複数階に渡っていて階層に見分けがつかない施設において、出入口が一つの階にしかない場合等であって、出入口のある階に必要な数の便器を備えた便所を設けたほうが、入場者にとって利便性がある場合
- くみ取便所でないこと。
- 便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。
○陶磁器等の等とは、ステンレス、プラスチック類等をさす。
- 専用の換気設備を設けること。(外気に接する開口部を有するものを除く)
○外気に接する開口部とは、開閉の可能な窓を含む。
- 便器数

観覧場床面積の合計	便器の数
300㎡以下の部分	15㎡ごとに1以上
300㎡を超え600㎡以下の部分	20㎡ごとに1以上
600㎡を超え900㎡以下の部分	30㎡ごとに1以上
900㎡を超える部分	60㎡ごとに1以上

※複数の興行場が便所を共有する場合には、当該複数の観覧場床面積の合計とする。
- 男子用と女子用は、同数とし、男子用小便器5以内ごとに男子用大便器1を設けること。(興行場の種類・規模・用途により、男女比変更可。)
- 水洗便所以外の便所は、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- 便器回りの幅員は「港区興行場法施行条例施行規則第9条別表2」の基準以上であること。
- 流水式の手洗い設備を設けること。

<p>防 湿 (8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●入場者が利用する場所の床面の高さが直下の地面から45cm未満である場合は、床面を不浸透性材料（コンクリート等）とすることが必要。 ●場内外の雨水、湧水、及び雑排水等を衛生的に排出できること。
<p>喫 煙 所 (10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●観覧場と区画された場所に設け表示すること。 （興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示し、周知する場合には、喫煙所を設けなくてもよい。） ●喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。 <ul style="list-style-type: none"> ○上記構造とは、障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画する他、喫煙対策のための機器等により喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置が求められる。 ●専用の換気設備を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ○専用とは、観覧場等とは別系統ということである。
<p>そ の 他 (11条) (15条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食物の陳列及び販売の施設は便所の付近に設置しないこと。 （ただし、<u>衛生上必要な措置</u>が講じてある場合は、この限りでない。） ○上記措置とは、便所に十分な防臭及び防音装置を設ける場合や、前室等を設置する場合のことである。 <p><基準の特例について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○野球場や野外音楽堂等専ら野外で行う興行場においては、換気設備や空気の衛生基準は適用しない。 ○ドライブインシアターにおける便器の設置数は特例的に取り扱って差し支えない。 ○「設置が短期間である」臨時または仮設興行場は、公衆衛生上支障のない限り、施設基準を斟酌することができる。

別紙 1 機械換気設備計算関係式

(「港区興行場法施行条例及び同条例施行規則の運用指針」より抜粋)

区規則第7条第1号(機械換気設備)ただし書以降の規定により、機械換気設備の外気導入能力を軽減するときは、次の関係式から求められた外気導入量を確保できる能力以上のものとする。ただし、この関係式により外気導入量を軽減する場合であっても、 $25 \text{ m}^3/\text{h}\cdot\text{m}^2$ 以上の能力を確保しなければならない。

なお、人の呼吸による CO_2 発生量 (M) は、興行場の種別等により、次表の作業程度に基づき決定する。例えば、通常の映画館の作業程度は、安静時にあたるので、人の呼吸による CO_2 発生量 (M) は $0.013 \text{ m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ を採用する。

G : 外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{m}^2$)

$$G = \frac{Q}{N}$$

N : 一人当たりの占有面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)

Q : 一人当たりの必要外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$)

M : 人の呼吸による CO_2 : 発生量 ($\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$)

$$Q = \frac{100M}{K - K_0}$$

K : CO_2 の基準値 (0.15) の濃度 (%)

K_0 : 外気の CO_2 (0.04) 濃度 (%)

表 作業程度による CO_2 発生量

作業程度	M ($\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$)	備 考
安静時	0.013	静かに座っている場合等
極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等
軽作業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等

空気調和・衛生工学便覧(1995)より

8. 衛生管理の基準

●…条例・規則、○…指針等

項 目	基 準												
管 理 者 (14条)	<ul style="list-style-type: none"> ●興行場ごとに管理者を設置しなければならない。 ○2以上の興行場の管理者を兼任することについては、興行場相互の距離、構造設備（換気設備等）、延べ面積、維持管理の権限を有する者の状況（同一性）等からみて職務遂行上支障がないと判断される場合に限り認められる。 												
換気・照明等 (13条)	<ul style="list-style-type: none"> ●営業中は十分な換気を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <観覧場、廊下、階段等の空気の衛生基準> ①二酸化炭素の含有率：0.15%以下 ②浮遊粉じん量：空気1m³につき0.2mg以下 ③平板培養法による落下細菌：30個以下 ●休憩中は十分な照明又は採光を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ①観覧場 ：200ルクス以上（床面から0.8mの高さ） ②観覧場以外の入場者の使用する場所 ：20ルクス以上（床面から0.8mの高さ） ③映写又は演技中の観覧場の照度 ：0.2ルクス以上（床面） ④人体に有害な光線（レーザー光線）が、直接入場者に照射されないようにする。 ○【レーザー光線の安全基準】 <ul style="list-style-type: none"> a) 直接光（プロジェクターから照射された光線）は入場者に照射してはならない。 b) 間接光（プロジェクターから出た光が鏡等に反射した光線）が入場者に照射される場合、次の基準以下であること。 <table border="1" data-bbox="507 1361 1445 1585" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>波長（μm）</th> <th>レーザーの種類</th> <th>エネルギー強度（W・cm⁻²）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.45～0.55</td> <td>Ar（アルゴン）</td> <td>2.8×10⁻⁵</td> </tr> <tr> <td>0.55～0.7</td> <td>Kr（クリプトン）</td> <td>4.2×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>0.55～0.7</td> <td>He-Ne（ヘリウムネオン）</td> <td>4.2×10⁻⁴</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※エネルギー強度とは、レーザー光線間接光が、人体に照射される実際の位置において有するエネルギーの強さをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●換気、照明、排水の各設備については定期的に点検し、必要な整備を行うこと。 ○各設備は、1カ月に1回以上点検し必要な整備を行うことにより所定の性能を常に保持すること。 	波長（μm）	レーザーの種類	エネルギー強度（W・cm ⁻² ）	0.45～0.55	Ar（アルゴン）	2.8×10 ⁻⁵	0.55～0.7	Kr（クリプトン）	4.2×10 ⁻⁴	0.55～0.7	He-Ne（ヘリウムネオン）	4.2×10 ⁻⁴
波長（μm）	レーザーの種類	エネルギー強度（W・cm ⁻² ）											
0.45～0.55	Ar（アルゴン）	2.8×10 ⁻⁵											
0.55～0.7	Kr（クリプトン）	4.2×10 ⁻⁴											
0.55～0.7	He-Ne（ヘリウムネオン）	4.2×10 ⁻⁴											

<p>清潔消毒 (13条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 興行場内外は毎日清掃し、清潔にしておくこと。 ● ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ねずみ、昆虫等の駆除について、1カ月に1回以上生息調査を行いその結果に基づいて駆除作業を行うこととする。 ○ 消毒については便所等を必要に応じて行うこと。 ● 入場者の用に供する座布団等は常に清潔なものを使用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 清潔保持のため、座布団等の収納設備についても併せて備えること。 ● 入場者の利用しやすい場所に相当数のごみ箱を置くこと。
<p>講ずべき措置 (13条)</p>	<p>営業者又は管理者は次の措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 泥酔者等興行場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。 ● 場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。 ● 喫煙所以外の場所では、喫煙させないこと。 ● 興行場での喫煙を禁止している場合は、その旨を入場者に周知すること。
<p>その他 (13条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させないこと。 ○ 営業時間は、興行の開始前又は終了後に清掃等の衛生上必要な措置を確実にできるよう考慮して定めるとともに、周辺地域の環境への配慮を十分に行うこと ○ 休憩時間を設ける場合には、おおむね2時間30分ごとに5分間以上とすること。

1. 興行場法

(昭和23年7月12日法律第137号)
最終改正 令和5年12月13日

第一条 この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

2 この法律で「興行場営業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けて、業として興行場を営営することをいう。

第二条 業として興行場を営営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第二条の二 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該興行場営業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該興行場営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該興行場営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

第四条 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、興行場に立ち入り、第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六条 都道府県知事は、興行場の構造設備が第二条第二項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったとき、又は営業者が第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第七条 前条の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

2 前条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第八条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条の規定による命令に違反した者

第九条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十条 第四条第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金又は科料を科する。

附則 略

2. 港区興行場法施行条例（抜粋）

（平成24年3月23日港区条例第14号）

港区興行場法施行条例（昭和59年港区条例第28号）の全部を改正する。

最終改正 令和5年12月13日

（趣旨）

第一条 この条例は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。） 第二条第一項の許可に関する手続、同条第二項の規定による興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに法第三条第二項の規定による興行場についての換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準その他必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（営業許可等）

第三条 業として興行場を営もうとする者は、区規則で定める事項を記載した申請書を提出し、区長の許可を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の許可をするに当たり、公衆衛生上必要な条件を付することができる。
- 3 興行場営業を譲り受け、又は営業者について相続、合併若しくは分割により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、区規則で定める事項を区長に届け出なければならない。
- 4 営業者は、第一項の規定による申請書に記載した事項若しくは前項の規定による届出事項を変更したとき、又は興行場の営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

（手数料）

第四条 前条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料一万七千五百円を納めなければならない。ただし、臨時又は仮設構造による興行場にあつては一万千百円とする。

- 2 区長は、国又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三に規定する地方公共団体から申請があつたときその他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 区長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予することができる。
- 5 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(興行場の設置の場所)

第五条 興行場は、排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に、設置してはならない。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

(換気設備)

第六条 興行場のうち興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所(以下「観覧場」という。)には、区規則で定める機械換気設備(以下「機械換気設備」という。)を設けなければならない。

2 機械換気設備は、換気方式により次のように区分する。

一 給気用送風機及び排気用送風機を有する第一種換気設備

二 給気用送風機及び適当な自然排気口を有する第二種換気設備

三 排気用送風機及び適当な自然給気口を有する第三種換気設備

3 機械換気設備の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 観覧場の床面積の合計が四百平方メートルを超える興行場又は観覧場を地下に有する興行場にあつては、第一種換気設備を設けること。

二 観覧場を一階以上に有し、その床面積の合計が百五十平方メートルを超え四百平方メートル以下の興行場にあつては、第一種換気設備又は第二種換気設備を設けること。

三 観覧場を一階以上に有し、その床面積の合計が百五十平方メートル以下の興行場にあつては、第一種換気設備、第二種換気設備又は第三種換気設備を設けること。

(照明設備)

第七条 興行場の照明設備は、次に定めるところによらなければならない。

一 観覧場には、二百ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りでない。

二 観覧場以外の入場者の利用する場所には、二十ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。

三 観覧場、廊下、階段及び出入口には、前二号の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。

四 映写又は演技中の観覧場には、常に〇.二ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。

(防湿構造)

第八条 興行場内の防湿については、次に定めるところによらなければならない。

一 入場者が利用する場所の床面の高さが、直下の地面から四十五センチメートル未満である場合は、その床面をコンクリートその他の不浸透性材料

で覆う等防湿上有効な措置を講ずること。

二 興行場内外の雨水、湧水及び雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。

(便所の構造等)

第九条 興行場の便所は、次に定めるところによらなければならない。

一 各階に、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、区規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。

二 くみ取便所ではないこと。

三 便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。

四 専用の換気設備を設けること。ただし、外気に接する開口部を有する便所にあつては、この限りでない。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準に適合していること。

(喫煙所の構造等)

第十条 興行場の喫煙所は、次に定めるところにより設けなければならない。

ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあつては、喫煙所を設けることを要しない。

一 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。

二 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。

三 専用の換気設備を設けること。

(飲食物の販売施設)

第十一条 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置してはならない。

ただし、衛生上必要な措置が講じてある場合は、この限りでない。

(観覧場等の空気の衛生基準)

第十二条 観覧場、廊下、階段等の空気は、区規則で定める衛生基準に適合していなければならない。

(営業者が講ずべき措置)

第十三条 営業者は、次に定めるところによる措置を講じなければならない。

一 営業中は、十分な換気を行うこと。

二 休憩中は、十分な照明又は採光を行うこと。

三 興行場内外は毎日清掃し、清潔にしておくこと。

四 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させないこと。

五 喫煙所以外の場所では、喫煙させないこと。

六 興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者に周知すること。

七 泥酔者等興行場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める措置を講ずること。

(管理者の設置)

第十四条 営業者は、興行場の衛生上の維持管理を適正に行うため、興行場ごとに管理者を設けなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する興行場については、この限りでない。

(基準の特例)

第十五条 区長は、興行場の種類若しくは用途により、又はその設置が短期間であることにより、公衆衛生上支障がないと認めるときは、第六条から第十三条までに定める基準の一部を適用しないことができる。

(委任)

第十六条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付則 略

3. 港区興行場法施行条例施行規則（抜粋）

（平成24年3月23日港区規則第12号）

港区興行場法施行条例施行規則（昭和59年港区規則第33号）の全部を改正する。

最終改正 令和5年12月13日

（趣旨）

第一条 この規則は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び港区興行場法施行条例（平成二十四年港区条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第二条 条例第三条第一項の申請書は、次に掲げる事項を記載した第一号様式による。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名）
- 二 興行場の名称及び所在地
- 三 興行場の種類及び構造設備の概要
- 四 入場者定員
- 五 興行場の起工及び完成期日
- 六 管理者の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請をしようとする者が興行場を借り受けて経営するものであるときは、第一号から第四号までに掲げる書類（第二号にあっては、建物配置図に限る。）の添付を省略することができる。

- 一 興行場を中心とした半径三百メートル以内の道路、河川、住宅等の見取図（縮尺二千五百分の一以上のもの）
- 二 建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図（縮尺百分の一以上のもの）
- 三 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- 四 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- 五 法人の場合は、登記事項証明書

3 区長は、条例第三条第一項の規定により許可をしたときは、申請者に対し第二号様式による営業許可書を交付し、第三号様式による営業許可台帳に記載するものとする。

4 区長は、法第二条第二項の規定により許可をしないときは、第四号様式による営業不許可通知書により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(承継の届出)

第二条の二 条例第三条第三項の規定により譲受けによる営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第四号様式の二による興行場営業承継届出書を区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 譲渡の年月日

四 興行場の名称及び所在地

五 興行場営業に係る許可番号

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 営業の譲渡が行われたことを証する書類

二 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

第三条 条例第三条第三項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第五号様式による興行場営業承継届出書を提出しなければならない。

一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 相続開始の年月日

四 興行場の名称及び所在地

五 興行場営業に係る許可番号

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

第四条 条例第三条第三項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第六号様式による興行場営業承継届出書を提出しなければならない。

一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

三 合併の年月日

四 興行場の名称及び所在地

五 興行場営業に係る許可番号

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の登

記事項証明書を添付しなければならない。

第五条 条例第三条第三項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第七号様式による興行場営業承継届出書を区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 興行場の名称及び所在地
- 五 興行場営業に係る許可番号

2 前項の届出書には、分割により興行場営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第六条 条例第三条第四項の規定により変更の届出をしようとする者は、第八号様式による営業許可事項変更届出書を区長に提出しなければならない。

2 条例第三条第四項の規定により興行場の営業の停止又は廃止の届出をしようとする者は、第九号様式による停止廃止届出書を区長に提出しなければならない。

(機械換気設備)

第七条 条例第六条第一項に規定する機械換気設備は、次に定めるところによる。

- 一 観覧場の床面積一平方メートルごとに毎時七十五立方メートル以上の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時二十五立方メートル以上とすることができる。
- 二 機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適切な位置に設けること。

(便所の構造等)

第八条 条例第九条第一号ただし書の区規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。

第九条 条例第九条第五号に規定する便所の構造等の基準は、次に定めるところによる。

- 一 便所の設置場所は、場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合であって、当該興行場に近接する便所を共用することができるときは、この限りでない。
- 二 便器の数は、別表第一に掲げる基準以上に設置すること。ただし、前号ただし書に規定する複数の興行場が便所を共用する場合における別表第一の規定の適用については、同表中「観覧場床面積の合計」とあるのは「当該複数の興行場の観覧場床面積の合計」とする。
- 三 便器の数は、男子用と女子用は、同数とし、男子用小便器五以内ごとに男子用大便器一を設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、男子用便器数と女子用便器数との比率を変えることができる。
- 四 水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- 五 便器回りの幅員は、別表第二に掲げる基準以上であること。
- 六 流水式手洗い設備を設けること。

(観覧場等の空気の衛生基準)

第十条 条例第十二条に規定する空気の衛生基準は、次に定めるところによる。

- 一 二酸化炭素の含有率は、〇.一五パーセント以下であること。
- 二 浮遊粉じんの量は、空気一立方メートルにつき〇.二ミリグラム以下であること。
- 三 平板培養法による落下細菌は、三十個以下であること。

(営業者が講ずべき措置)

第十一条 条例第十三条第八号に規定する営業者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

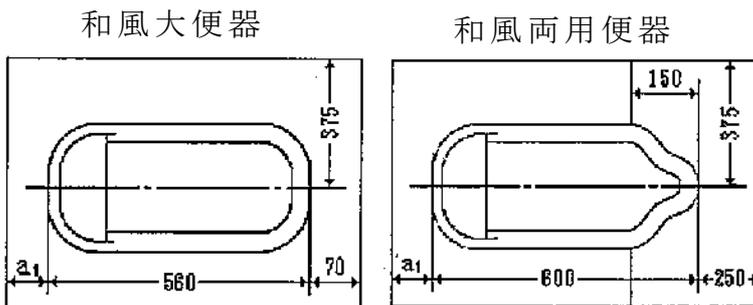
- 一 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。
- 二 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用すること。
- 三 ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。
- 四 機械換気設備、照明設備及び排水設備等は、定期的に点検し、必要な整備を行うこと。
- 五 ごみ箱を入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。

付 則 略

別表第1略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「構造設備の基準」参照

別表第2 (第九条関係)

和風及び洋風便器等の便器回りの幅員基準

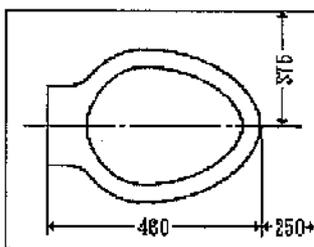


和風大便器回りの寸法 (単位 ミリメートル)

a₁ の寸法

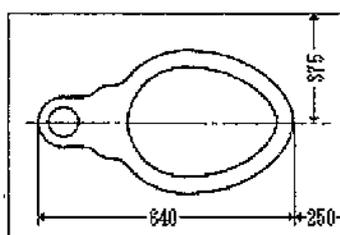
種別	寸法 (単位ミリメートル)
側壁洗浄弁	150
側床洗浄弁	
前壁洗浄弁	
前床洗浄弁 隅付きロータンク	175
ハイタンクサイホンゼット大便器	200

洋風/洗い落とし/サイホン/便器

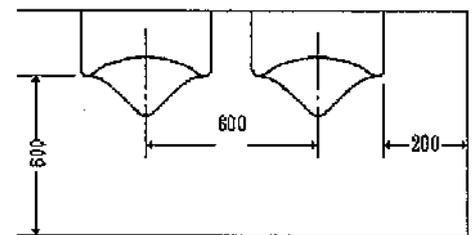


洋風大便器回りの寸法(単位 ミリメートル)

洋風サイホンゼット便器



小便器



小便器回りの寸法 (単位 ミリメートル)